

### 3 民生費

#### 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 105

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 127,412,000 円 (125,026,000 円)

[一財 127,412,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金 127,412,000 円

取手市社会福祉協議会本所運営経費	78,867,000 円
藤代支所運営経費	20,746,000 円
在宅福祉サービス運営事業	868,000 円
ボランティア支援センター運営事業	814,000 円
成年後見事業	7,731,000 円
ヘルパーステーション運営事業	18,386,000 円

[担当：社会福祉課] P. 105

2201 民生委員に要する経費 17,612,000 円 (17,612,000 円)

[国・県 25,000 円 一財 17,587,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 25,000 円]

○ 目的

民生委員・児童委員の活動について、必要な支援を行う。

○ 内容

民生委員児童委員 187 人(内、主任児童委員 15 人)

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300 円×187 人=17,447,100 円

[担当：社会福祉課] P. 105

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 1,522,000 円 (1,423,000 円)

[国・県 832,000 円 一財 690,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 832,000 円]

○ 目的

行旅病人等の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人(1 体分)及び墓地埋葬法第 9 条対応死亡人(3 体分)に係る諸費用

@200,400 円×4 体=801,600 円

墓地埋葬法第 9 条死体火葬料(3 体分)

@10,000 円×3 体= 30,000 円

無縁墓地管理経費(通常)	189,108 円
無縁墓地管理経費(臨時・無縁仏遺骨埋葬経費)	500,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円 (538,000 円)

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

2年に1度、市主催で戦没者追悼式を開催している。今年度は開催年ではないので、視察に随行するための普通旅費のみを計上。

[担当：社会福祉課] P.106

2501 更生保護に要する経費 756,000 円 (756,000 円)

[一財 756,000 円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

・ 取手地区保護司会負担金	275,500 円
・ 県更生保護協会負担金	81,223 円
・ 更生保護女性会補助金	98,000 円
・ 取手地区保護司会取手支部補助金	300,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2801 地域福祉計画策定事業に要する経費 36,000 円 (0 円)

[一財 36,000 円]

○ 目的

取手市地域福祉計画について、第2期計画(平成28～31年度)の策定委員に対し、計画の進捗状況を報告する。来年度の評価実施に向け、協議・検討を行う。

○ 内容

取手市地域福祉計画策定委員謝礼 36,000 円

[担当：社会福祉課] P.106

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 7,917,000 円 (9,173,000 円)

[国・県 5,736,000 円 一財 2,181,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 5,736,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきい

きとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・ 支援給付金の給付 7,648,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。国負担率 3/4

[担当：障害福祉課] P. 107

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 17,320,000 円 (16,024,000 円)

[一財 17,320,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病(平成 29 年 4 月から適用疾病 330 種類)の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金(年額 20,000 円)を支給する。

- ・ 扶助費 @20,000 円×866 人=17,320,000 円

[担当：健康づくり推進課] P. 107

3401 健康づくり推進事業に関する経費 10,909,000 円 (11,680,000 円)

[その他 2,621,000 円 一財 8,288,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,500,000 円]

[諸収入：健康づくり推進事業個人負担金 100,000 円]

[諸収入：食育料理イベント個人負担金 21,000 円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

- ・ 講師謝礼 200,000 円

健康づくり、幸せづくりの推進を図るための講師謝礼。

- ・ 歩数イベント賞品代 20,000 円

健康づくり推進事業において、歩数イベントを開催し、その上位者への賞品代。

- ・ 旅費 518,000 円

先進地視察、スマートウェルネスシティ首長研究会への出席、健康づくり施策会議や研修への参加等。

- ・ 消耗品費 723,000 円

健康づくり推進事業で使用する活動量計の購入や歩数イベントの参加賞として配布する健康づくり啓発品の作成を行う。また食育料理イベントに必要な消耗品や材料を購入する。

- ・印刷製本費 1,595,000 円  
「スマートウェルネスとりで」を広く周知するためのパンフレット、小学校に就学する児童及び保育所・園、幼稚園、小学校、公共施設に配布し、食育の推進を図るための食育カレンダー、健康づくりメニューの普及を図るための案内チラシを作成する。
- ・通信運搬費 13,000 円  
パンフレットの郵送料。
- ・手数料 196,000 円  
パンフレット新聞折込手数料等。
- ・健康づくり講演会委託料 756,000 円  
健康づくりを進めるための講演会開催委託料。
- ・食育推進事業委託料 972,000 円  
市内飲食店において健康づくりメニューを作成するための、メニュー監修業務委託料。
- ・健康づくり推進事業委託料 3,021,000 円  
活動量計を活用した健康づくり事業を実施するための業務委託料。
- ・ヘルスロード案内看板設置委託料 2,567,000 円  
ヘルスロードのコース案内の看板設置委託料。
- ・負担金 328,000 円  
ウエルネスマネジメント研修会の1名分の参加負担金。

[担当：健康づくり推進課] P. 108

3402 チャレンジデー事業に関する経費 800,000 円 (0 円)

[一財 800,000 円]

○ 目的

公益財団法人笹川スポーツ財団が主催する住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」への参加を通して、市民の健康づくり、地域におけるスポーツの振興及びコミュニティづくりを推進する。

○ 内容

- ・チャレンジデー実行委員会委託料 800,000 円  
平成30年5月30日に開催されるチャレンジデーの実施事務を実行委員会に委託する。

※チャレンジデーとは

毎年5月の最終水曜日に、人口規模がほぼ同じ自治体で、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して運動やスポーツを行った住民の「参加率(%)」を競い合い、敗れた場合は、対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚するというユニークなルールによって行われる住民総参加型のスポーツイベント。

[担当：健康づくり推進課] P. 108

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 134,742,000 円 (134,784,000 円)

[一財 134,742,000 円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウエ

ルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・火災保険料 59,000 円  
取手ウェルネスプラザ及びウェルネスステージに係る火災保険料。
- ・ウェルネスプラザ指定管理料 131,706,000 円  
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。  
指定管理期間は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日。
- ・トレーニングマシン使用料 817,000 円  
健康運動教室に使用する e-wellness システム用エアロバイク使用料。
- ・土地借上料 2,160,000 円  
取手ウェルネスプラザ第 3 駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P. 108

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 24,309,000 円 (21,420,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 10,434,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率 3/4(人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員(主任相談支援員 1 名・相談支援員 1 名・就労支援員 1 名)

委託費内訳

- ・人件費 21,668,000 円
- ・事業費 455,000 円
- ・事務費 440,000 円
- ・消費税分 1,746,000 円

[担当：社会福祉課] P. 109

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 425,000 円 (638,000 円)

[国・県 318,000 円 一財 107,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住宅確保給付費負担金 425,000 円×3/4≒318,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある

者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円

複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P. 109

4501 むくもり学習支援事業に要する経費 1,478,000 円 (1,439,000 円)

[国・県 739,000 円 一財 739,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：むくもり学習支援事業費補助金 1,478,000 円×1/2=739,000 円]

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

- ・講師謝礼(定例) 5,000 円×3 名×36 回=540,000 円
- ・講師謝礼(臨時) 5,000 円×1 名× 5 回= 25,000 円
- ・事務費等 110,000 円
- ・人件費 738,000 円
- ・消費税 65,000 円

## 1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 109

0501 障害福祉事務に要する経費 546,000 円 (1,064,000 円)

[一財 546,000 円]

○ 目的

障害福祉の業務を円滑に実施する。

○ 内容

・報償費

身体障害者相談員は身体障害者のうちから、知的障害者相談員は知的障害者の保護者に委嘱する。

身体障害者相談員謝礼 @20,000 円×5 人=100,000 円

知的障害者相談員謝礼 @20,000 円×2 人= 40,000 円

・委託料

職員健康診断委託料 69,000 円 (B 型肝炎検査 2 人、結核検査 2 人)

個別相談、家庭訪問など様々な方と接触する機会の多い職員が、B 型肝炎及び結核

に感染する危険を防止するために予防接種と検査を実施する。

・補助金

障害者を支援する団体に団体活動費を補助し、障害者の福祉の増進を図る。

取手市身体障害者福祉協議会補助金	72,000 円
手話サークル「あゆみ」補助金(一般公募補助対象事業)	60,000 円
チャレンジの広場補助金(一般公募補助対象事業)	35,000 円

[担当：障害福祉課] P. 110

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,455,000 円 (1,455,000 円)

[一財 1,455,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために要した診断書料の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

診断書料のうち消費税額を除いた額の 1/2 で 5,000 円を上限に助成する。

@2,910 円×500 件=1,455,000 円

[担当：障害福祉課] P. 110

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,677,000 円 (5,753,000 円)

[一財 5,677,000 円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は 1 回の利用につき 700 円を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年 60 回限度

・その他の者 年 36 回限度

タクシー利用券印刷代 @500 円×420 冊×1.08= 226,800 円

タクシー利用料金助成 @728 円×545 枚×12 月=4,761,120 円

移送団体利用料金助成 @700 円× 82 枚×12 月= 688,800 円

[担当：障害福祉課] P. 110

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,263,000 円 (1,309,000 円)

[一財 1,263,000 円]

○ 目的

18 歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッ

ト)4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回(4月・7月・10月・1月)支給する。

・扶助費

4月支給分 @10,700円×28人×1回=299,600円

7月・10月・1月支給分 @10,700円×30人×3回=963,000円

[担当：障害福祉課] P.110

2401 障害児(者)及び付添人交通費支給に要する経費 4,747,000円(4,747,000円)

[一財 4,747,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害児(者)及び付添人が、障害者福祉施設又は学校等に通うために要する交通費、燃料費の一部を助成し、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回(8月・12月・4月)助成する。

<内訳>

・身体障害者	@24,500円×16人=	392,000円
・精神障害者	@38,500円×92人=	3,542,000円
・知的障害者	@38,000円×19人=	722,000円
・児童療育	@7,000円×13人=	91,000円
・合計		4,747,000円

[担当：障害福祉課] P.111

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

66,115,000円(29,475,000円)

[国・県 490,000円 地方債 27,200,000円 その他 6,800,000円 一財 31,625,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 327,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 163,000円]

[市債：障害者福祉センターつつじ園施設整備事業債 34,000,000円×80%=27,200,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 6,800,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から平成33年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料 32,098,000円



内訳) 障害福祉サービス等	25,652,000 円
地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援)	1,091,000 円
" 地域活動支援センター事業	5,355,000 円
・火災保険料	17,000 円
・工事請負費	
空調設備改修工事	34,000,000 円
旧館は平成8年に建設され空調設備も21年を経過しており、改修工事を行う。	

[担当：障害福祉課] P.111

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

4,081,000 円 (29,390,000 円)

[その他 960,000 円 一財 3,121,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 700,000 円]

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 260,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に自立訓練(生活訓練)就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から平成33年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料 3,315,000 円

・火災保険料 16,000 円

・工事請負費

門扉改修工事 750,000 円

[担当：障害福祉課] P.111

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

21,367,000 円 (23,114,000 円)

[国・県 1,350,000 円 その他 500,000 円 一財 19,517,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 900,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 450,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 500,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に身体障害者対象)の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 30 年度から平成 33 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料	20,753,000 円
内訳) 障害福祉サービス等	11,753,000 円
地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業	9,000,000 円

・修繕料

床材張替	614,000 円
廊下、食堂のカーペットの張替、障害者用トイレの床面のタイル、シーートの張替	

[担当：障害福祉課] P.111

3001 障害者福祉計画策定に要する経費 362,000 円 (0 円)

[一財 362,000 円]

○ 目的

障害者福祉計画(平成 31 年度から平成 35 年度)策定に伴い、障害者に関する施策全般にわたり取り組むべき方向性について検討するために、障害者福祉計画策定委員会を設置する。

○ 内容

- ・障害者福祉計画策定委員会委員謝礼 @2,000 円×18 人×4 回=144,000 円
- ・障害者福祉計画アンケート用消耗品等 39,000 円
- ・アンケートに係る郵便料 179,000 円

[担当：障害福祉課] P.112

3201 特別障害者援護に要する経費 20,610,000 円 (22,269,000 円)

[国・県 15,447,000 円 一財 5,163,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 20,597,000 円×3/4≒15,447,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護(児童にあつては常時の介護)を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・特別障害者手当 @26,810 円×39 人×12 月=12,547,080 円
- ・障害児福祉手当 @14,580 円×40 人×12 月= 6,998,400 円
- ・福祉手当(経過措置) @14,580 円× 6 人×12 月= 1,049,760 円  
年 4 回支給  
5 月(2~4 月分)、8 月(5~7 月分)、11 月(8~10 月分)、2 月(11~1 月分)に支給
- ・通信運搬費 13,000 円

[担当：障害福祉課] P. 112

3301 介護給付費等に関する経費 1,390,925,000円 (1,296,023,000円)

[国・県 1,039,875,000円 一財 351,050,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,386,500,000円×1/2=693,250,000円]

[県負：自立支援給付費負担金 1,386,500,000円×1/4=346,625,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害者給付審査会委員報酬	1,127,000円	
会長	@17,000円×1人×7回=	119,000円
委員	@16,000円×9人×7回=	1,008,000円
・ 障害者給付審査会委員費用弁償	56,000円	
・ 扶助費(自立支援給付費)	1,386,500,000円	
介護給付費	770,857,288円	
居宅介護	(60,914,905円)	100人
行動援護	(2,253,028円)	2人
重度訪問介護	(56,741円)	2人
同行援護	(3,248,351円)	7人
療養介護	(11,987,366円)	4人
生活介護	(526,553,608円)	234人
短期入所	(14,847,771円)	21人
施設入所支援	(150,995,517円)	111人
訓練等給付費	575,369,227円	
共同生活援助	(115,901,926円)	83人
宿泊型自立訓練	(2,600,235円)	2人
自立訓練(機能)	(2,062,453円)	3人
自立訓練(生活)	(37,330,965円)	22人
就労移行支援	(71,109,545円)	31人
就労継続支援A型	(88,879,651円)	59人
就労継続支援B型	(257,484,452円)	168人
計画相談支援給付費	21,425,155円	
特定障害者特別給付費	18,848,330円	
・ 消耗品費	222,000円	
・ 印刷製本費	35,000円	
・ 通信運搬費	32,000円	
・ 自立支援システム使用料	78,000円	
・ 請求審査サポートソフト使用料	778,000円	

- ・ 給付審査会医師意見書文書料 920,340 円 (新規者・継続者 180 人分)
- ・ 国保連支払審査手数料 1,176,000 円

[担当：障害福祉課] P.113

### 3302 自立支援医療に関する経費 56,447,000 円 (42,783,000 円)

[国・県 42,313,000 円 一財 14,134,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療	51,036,000 円×1/2=	25,518,000 円
育成医療	1,020,000 円×1/2=	510,000 円
療養介護医療費	4,362,000 円×1/2=	2,181,000 円]
[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療	51,036,000 円×1/4=	12,759,000 円
育成医療	1,020,000 円×1/4=	255,000 円
療養介護医療費	4,362,000 円×1/4=	1,090,000 円]

#### ○ 目的

更生医療 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

育成医療 18歳未満の障害児(身体に障害のある方に限る)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

#### ○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

- ・ 更生医療給付費 51,036,000 円
 

内訳) 生保透析者	@280,000 円×11人×12月=	36,960,000 円
生保免疫者	@280,000 円×2人×12月=	6,720,000 円
一般透析者	@32,000 円×1人×12月=	384,000 円
一般免疫者	@40,000 円×9人×12月=	4,320,000 円
一般肝臓・腎臓免疫者	@29,000 円×5人×12月=	1,740,000 円
一般肢体	@456,000 円×2人 =	912,000 円
- ・ 育成医療給付費 1,020,000 円
 

内訳) 肢体不自由	@132,000 円×2人 =	264,000 円
咀嚼機能障害	@5,000 円×5人×12月=	300,000 円
心臓機能障害	@180,000 円×2人 =	360,000 円
肝臓機能障害	@8,000 円×1人×12月=	96,000 円
- ・ 療養介護医療費 4,362,000 円
 

重度障害者療養介護分	@72,700 円×5人×12月 =	4,362,000 円
------------	--------------------	-------------
- ・ 審査支払手数料 29,000 円

[担当：障害福祉課] P. 113

**3303 補装具費に関する経費 18,000,000円 (16,000,000円)**

[国・県 13,500,000円 一財 4,500,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 18,000,000円×1/2=9,000,000円]

[県負：自立支援補装具費負担金 18,000,000円×1/4=4,500,000円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費 18,000,000円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 113

**3304 地域生活支援事業に関する経費 57,843,000円 (51,411,000円)**

[国・県 24,591,000円 一財 33,252,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 16,394,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 8,197,000円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼 @2,000円×25人×4回=200,000円

自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈手数料〉

・成年後見制度利用支援事業(市長による後見開始の審判の申立)

申立鑑定料 @100,000円×1人×1.08=108,000円

申立診断書 @10,000円×1人×1.08=10,800円

申立収入印紙、連絡用切手代 8,000円

〈委託料〉

・意思疎通支援事業委託料 488,000円

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

@28,400円×12月=340,800円

通訳者派遣事務費

@1,500円×5件×12月=90,000円

交通費

@1,587円×3件×12月=57,132円

・精神障害者家族等相談員事業委託料

精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。

精神障害者家族等相談員事業委託料 @20,000円×3人=60,000円

・地域活動支援センター事業委託料

4,560,535円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。

(委託先)地域活動支援センターI型「いなしきハートフルセンター」

竜ヶ崎保健所管内の5市2町(守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町)で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

・生活支援(生活訓練等)事業委託料

159,200円

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

(委託先)地域活動支援センター クローバ柏 平成29年度実績見込額 159,200円

〈負担金、補助及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金

60,000円

6市1町1村(取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市)で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額

・社会参加促進事業補助金

837,000円

社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

・成年後見制度利用支援事業

後見人等報酬等助成金

@28,000円×1人×12月=336,000円

〈扶助費〉

・日常生活用具給付

22,419,000円

ストマ用装具 18,178,895円 その他の日常生活用具 4,240,082円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

・自動車改造費助成

200,000円

@100,000円×2件

・自動車運転免許取得費助成

200,000円

@100,000円×2件

・障害者生活ホーム助成

2,367,000円

@65,730円×3人×12月

2,366,280円

・移動支援

5,928,000円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。

@494,000円×12月=5,928,000円

- ・日中一時支援 16,077,977円

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

平成29年度実績見込額 16,077,977円

- ・訪問入浴サービス 3,495,000円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

@291,250円×12月=3,495,000円

[担当：障害福祉課] P.114

### 3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費

3,205,000円 (2,392,000円)

[一財 3,205,000円]

#### ○ 目的

入浴施設の利用料金を助成することにより経済的負担の軽減と、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

#### ○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」を利用した障害者とその付添人1名の入浴施設の利用料金200円を助成する。

各指定管理施設における障害者とその付添人の利用人数の実績と見込みをもとに積算。

- ・入浴施設障害者使用料助成

@200円×16,025人=3,205,000円

各施設ごとの内訳

あけぼの 3,300人 さくら荘 2,585人 かたらいの郷 10,140人

[担当：障害福祉課] P.114

### 3701 緊急通報システム事業に関する経費 70,000円 (0円)

[その他 11,000円 一財 59,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 11,000円]

#### ○ 目的

在宅のひとり暮らし障害者に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置、自動通報を行う火災報知器、安否センサーによる自動通報装置を設置することにより、早期対応を行える体制を整えることで、ひとり暮らしの障害者の不安を軽減する。また、相談ボタンによって医師や看護師による専門的な相談に応じる。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

#### ○ 内容

- ・緊急通報システム使用料 70,000 円
- 現在利用者分 端末使用料 @1,800 円×1.08×2 台×12 月=46,656 円
- 新規設置分 端末使用料 @1,800 円×1.08×1 台×12 月=23,328 円

[担当：障害福祉課] P.115

**3702 訪問理美容サービス事業に関する経費 32,000 円 (0 円)**

[一財 32,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付を受けた者で、1 級又は 2 級の方で外出が困難な方に対し、在宅において調髪を受けるための理容師又は美容師の訪問に要する費用を助成し、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

- ・訪問理美容サービス助成金
  - 現在利用者 @2,000 円×3 枚×4 人=24,000 円
  - 新規利用者 @2,000 円×4 枚×1 人= 8,000 円

[担当：障害福祉課] P.115

**3703 障害者移動支援事業に関する経費 563,000 円 (0 円)**

[一財 563,000 円]

○ 目的

障害者の外出の促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際の費用の一部を助成するとともに、移送団体に対して補助を行うことで、サービスの充実を図る。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

- ・移送サービス及びタクシー利用料助成事業
  - 障害者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を助成する。
- ・助成券印刷代 @5 円×2,000 枚×1.08=10,800 円
- ・移送サービス介助等補助金 @300 円×35 件×12 月 =126,000 円
  - 移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。
- ・扶助費
  - 移送サービス等利用料助成
    - 移送団体助成券 @700 円×35 件×12 月=294,000 円
    - 移送団体・タクシー共通助成券 @730 円×15 件×12 月=131,400 円

[担当：障害福祉課] P.115

**3704 ステッキカー購入助成に関する経費 10,000 円 (0 円)**

[一財 10,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付を受けた者で、歩行が困難な方がステッキカーを購入した際の費



用の一部を助成する。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、事業分担を行った。

○ 内容

ステッキカー購入助成金

・申請回数は1回限り

・購入費が1万円以上の場合は5,000円。1万円未満の場合は、2分の1の額。

@5,000円×2台=10,000円

## 1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.116

2202 緊急通報システム事業に関する経費 13,398,000円 (15,017,000円)

[その他 2,312,000円 一財 11,086,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 2,312,000円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置、自動通報を行う火災報知器、安否センサーによる自動通報機能等により、早期対応を行える体制を整えることで、高齢者等の不安を軽減する。また相談ボタンによる、医師や看護師による専門的な相談に応じる。

○ 内容

緊急通報システム使用料 既存利用者分 @1,800×1.08×533台×12月=12,433,824円

新規設置分 @1,800×1.08×67台×6月=781,488円

[担当：高齢福祉課] P.116

2203 訪問理美容サービス事業に関する経費 105,000円 (129,000円)

[一財 105,000円]

○ 目的

在宅において調髪を受けるための理容師、又は美容師の訪問に要する費用を助成をすることにより、寝たきりの高齢者等の快適な環境及び衛生的な生活の保持を図る。

○ 内容

・年間最大4枚

@2,000円×48枚

[担当：高齢福祉課] P.117

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 12,619,000円 (11,451,000円)

[一財 12,619,000円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える利用券を助成するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

- ・移送サービス及びタクシー利用料助成事業  
移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。  
移送団体利用券 @700 円×750 件×12 月=6,300,000 円  
移送団体・タクシー共通利用券 @730 円×305 件×12 月=2,671,800 円
- ・福祉車両点検整備費補助事業 520,000 円
- ・移送サービス介助等補助金  
移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。  
@300 円×750 件×12 月=2,700,000 円
- ・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月 4 枚。

[担当：高齢福祉課] P. 117

2205 ステッキカー購入助成に関する経費 123,000 円 (133,000 円)

[一財 123,000 円]

○ 目的

高齢者で、歩行が困難な方がステッキカーを購入した際の費用の一部を助成する。

○ 内容

ステッキカー購入助成金

- ・申請回数は 1 回限り
- ・購入費が 1 万円以上の場合 5,000 円。1 万円未満の場合は、2 分の 1 の額。  
@5,000 円×24 台=120,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 117

2206 愛の定期便事業に関する経費 738,000 円 (1,125,000 円)

[一財 738,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達	月曜日	@78 円×2 本×44 日×35 人=240,240 円
	水曜日	@78 円×2 本×50 日×40 人=312,000 円
社協ヘルパー配達	金曜日	@40 円×2 本×50 日×45 人=180,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 117

2208 お休み処に関する経費 4,069,000 円 (4,679,000 円)

[その他 4,000 円 一財 4,065,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料(家賃・共益費)

戸頭 @58,764 円×12 月=705,168 円

井野 @52,352 円×12 月=628,224 円

・非常勤職員報酬

戸頭 @851 円×6 時間×22 日×12 ヶ月×1 名=1,347,984 円

井野 @851 円×6 時間×12 日×12 ヶ月×1 名= 735,264 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,740,000 円 (5,627,000 円)

[一財 5,740,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

99 歳以上対象者については、訪問し褒賞と祝金を手渡しする。

敬老祝金 5,600,000 円 88 歳 @10,000 円×455 人= 4,550,000 円

99 歳以上 @10,000 円×105 人= 1,050,000 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 10,003,000 円 一財 24,197,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10,003,000 円]

(1)取手市シルバー人材センター補助金 24,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、  
家事手伝い、一般事務 他

(2)取手市シルバー人材センター貸付金 10,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金(会員の仕事の対価)の立替え払い用資金に資する

ための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、会員への配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。円滑な配分金支払いのために貸し付けを行い、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 119

2801 あげぼの管理運営に関する経費 41,127,000 円 (39,142,000 円)

[その他 1,100,000 円 一財 40,027,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,100,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

浴場の利用と趣味教室活動の場として、月約 4,000 人の高齢者が利用している。平成 30 年度は、老朽化した浴室引戸の修繕等を行い、利用者の利便性向上を図る。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から平成 33 年度の 4 年間。

・ 指定管理料	39,811,000 円
・ 浴室引戸修繕	349,920 円
・ 男子トイレ修繕	348,300 円
・ カーペット張替修繕	451,440 円

[担当：高齢福祉課] P. 119

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 33,068,000 円 (35,522,000 円)

[一財 33,068,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約 7,000 人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は平成 27 年度から平成 31 年度。

・ 指定管理料	33,048,000 円
---------	--------------

[担当：高齢福祉課] P. 119

2804 さくら荘管理運営に関する経費 37,431,000 円 (30,424,000 円)

[地方債 7,000,000 円 その他 1,750,000 円 一財 28,681,000 円]

＊ 特財積算根拠

[市債：さくら荘施設整備事業債 8,750,000 円×80%=7,000,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,750,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 2,000 人の高齢者が利用している。平成 30 年度は、老朽化したボイラーの交換工事を実施し、利用者の利便性向上を図る。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から平成 33 年度。

- ・ 指定管理料 28,357,000 円
- ・ ボイラー交換工事 8,750,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 120

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 11,403,000 円 (11,177,000 円)

[その他 1,213,000 円 一財 10,190,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,213,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム(身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設)へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 4 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 120

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 3,287,000 円 (3,601,000 円)

[国・県 528,000 円 一財 2,759,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 528,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者の生きがいと地域活動を促進する。

○ 内容

高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

- ・ 基本額 @ 20,000 円×39 クラブ= 780,000 円
- ・ 人数割 30 人以下 @ 7,200 円× 6 クラブ= 43,200 円

31人から49人	@ 21,600円×8クラブ=	172,800円
50人から74人	@ 64,800円×13クラブ=	842,400円
75人以上	@104,400円×12クラブ=	1,252,800円

[担当：健康づくり推進課] P. 120

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 2,954,000円 (2,124,000円)

[その他 1,000,000円 一財 1,954,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,000,000円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。

○ 内容

健康体操、趣味教室、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住60歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は平成30年度から平成33年度。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料7,820,000円のうち、介護予防拠点施設運営に関する経費5,916,000円を介護保険特別会計で支出。

・修繕料 1,046,000円

いきいきプラザに設置しているエレベーターの経年劣化した部品等を修理する。

・火災保険料 4,000円

いきいきプラザに係る火災保険料

・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,904,000円

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代)の施設管理委託料

[担当：高齢福祉課] P. 121

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 6,347,000円 (6,231,000円)

[一財 6,347,000円]

○ 目的

低所得者(保険料段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者)の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の30%、20%、15%をそれぞれ助成する。

保険料段階区分第1段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方  
又は世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が80万円以下の方

@105,000円×150名×30%=4,725,000円

保険料段階区分第2段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方

@115,000円×50名×20%=1,150,000円

保険料段階区分第3段階者：世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と

公的年金等収入額の合計金額が 120 万円超の方  
@ 70,000 円 × 40 名 × 15% = 420,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 122

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,522,000 円 (7,521,000 円)

[一財 7,522,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

## 1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P. 123

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 10,000 円 (10,000 円)

[一財 10,000 円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV 相談に係る事務経費。

## 1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P. 123

0501 医療福祉事務に要する経費 15,833,000 円 (15,390,000 円)

[国・県 5,235,000 円 一財 10,598,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,470,000 円 × 1/2 = 5,235,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

審査支払手数料 マル福分(国保連合会)	@49.0 × 63,000 件 = 3,087,000 円
(支払基金)	@78.2 × 71,000 件 = 5,552,200 円(調剤以外)
	@39.8 × 46,000 件 = 1,830,800 円(調剤)
ぬくもり分(国保連合会)	@49.0 × 3,000 件 = 147,000 円
(支払基金)	@78.2 × 14,000 件 = 1,094,800 円(調剤以外)
	@39.8 × 9,000 件 = 358,200 円(調剤)

国保連合会共同電算処理委託料 1,858,000 円

[担当：国保年金課] P.123

0601 医療福祉費助成に要する経費 606,770,000円(614,680,000円)

[国・県 248,394,000円 その他 60,954,000円 一財 297,422,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 557,740,000円－高額療養費返納金 60,952,000円)×1/2  
=248,394,000円]

[諸収入：高額療養費返納金 60,952,000円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000円]

[諸収入：その他返納金 1,000円]

○ 目的

出生から中学3年生・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に  
対して、公費で医療費の一部を負担し、少子化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける0歳児から中学3年生までの小児を対象  
に、保険診療分費用の一部を取手市が負担するぬくもり医療支援事業を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の  
扶助を行う。

## 1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.124

0501 国民年金事務に要する経費 601,000円(1,094,000円)

[国・県 601,000円]

\* 特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 601,000円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互  
いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った  
場合の障害基礎年金や家計の大黒柱を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制  
度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から  
60歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働  
きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	146,880円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	91,800円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	306,000円

## 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.126

1001 児童福祉審議会に要する経費 186,000円(186,000円)

[一財 186,000円]



○ 目的

本市における子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 178,000 円

児童福祉審議会委員旅費 8,000 円

(平成 29 年度実績)

年 3 回開催。取手市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～平成 31 年度)の進行管理、要保護児童対策に関すること、井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事に関することなどについて審議。

[担当：子育て支援課] P.126

1201 子ども・子育て事業に要する経費 8,510,000 円 (8,270,000 円)

[国・県 3,372,000 円 その他 21,000 円 一財 5,117,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 1,686,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,686,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000 円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、地域や子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施する。

○ 内容

利用者支援事業実施経費 5,073,000 円

・子育てコーディネーター

平成 29 年度は、白山地域子育て支援センターで、専任非常勤職員(保健師)が、育児不安を抱えていたり、子どもの発達が気になる保護者からの相談に応じ、相談者が抱える課題を解決するために早期に適切な専門機関等につなげ、身近な場所である支援センターで継続的な見守りを行っている。平成 30 年度からは、市内全ての地域子育て支援センター(白山、東部、戸頭、藤代)、にて同事業を実施する。また、コーディネーターは下記の保育コンシェルジュの役割も兼ねる。

・保育コンシェルジュ

子育て支援課窓口で、専任臨時職員(1 名)が子育てに関する施設・利用サービスの情報を提供、また、利用者に最適な子育て支援に係る施設・サービス等を提案し、円滑な利用の手助けを行う。

「取手市子ども・子育て支援事業計画」策定経費 3,437,000 円

・「取手市子ども・子育て支援事業計画」策定におけるニーズ調査業務委託

平成 26 年度に法令に基づき「取手市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度から平成 31 年度)」を策定し、市の子育て事業を実施してきた。平成 32 年度に更新を控え、平成 30 年度に第 1 期事業計画の実績や市民のニーズの調査、分析を行い、第 2 期「取手市子ども・子育て支援事業計画(平成 32 年度から平成 36 年度)」の策定を進める。

[担当：障害福祉課] P. 127

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 40,863,000円(42,536,000円)

[一財 40,863,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成30年度から平成33年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業として、こども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

また、平成30年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援の体制の充実を図る。

・委託料

こども発達センター指定管理料 40,844,000円

・火災保険料

19,000円

[担当：子育て支援課] P. 127

2101 家庭児童相談室に要する経費 6,221,000円(3,786,000円)

[国・県 184,000円 その他 32,000円 一財 6,005,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 92,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 92,000円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 17,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000円]

○ 目的

子どもに関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもの置かれた家庭の状況を捉え、効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

○ 内容

児童の虐待件数は年々増加しており、現在2名の家庭相談員(非常勤特別職)で対応をしているが、育児に関する悩み相談などが増加している。平成30年度から、相談員の出勤日を増やし、育児相談等に対する助言など市民への対応を充実させる。

[担当：子育て支援課] P. 128

2801 児童扶養手当に要する経費 341,044,000円(363,466,000円)

[国・県 113,545,000円 一財 227,499,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 340,633,000 円×1/3≒113,544,000 円]

[県補：母子・寡婦福祉資金貸付事務処理特例交付金 1,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満)を監護している父・母または両親にかわって養育している方(所得制限あり)

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	42,290 (平成 30 年 8 月支給分からは 42,500)
2	52,280 (平成 30 年 8 月支給分からは 52,540)
3	58,270 (平成 30 年 8 月支給分からは 58,560)

※ 3 人目以降は、5,990 円(平成 30 年 8 月支給分からは 6,020 円)ずつ加算  
一部支給の場合 月額 42,280 円から 9,980 円まで(平成 30 年 8 月支給分からは 42,490 円から 10,030 円まで)段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 307 人、一部支給 440 人、2 子加算 198 人、3 子以降加算 53 人

[担当：子育て支援課] P. 128

3001 要保護児童対策事業に要する経費 213,000 円 (244,000 円)

[国・県 122,000 円 一財 91,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 61,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 61,000 円]

○ 目的

要保護児童の早期発見と早期対応により適切な対応を図る。児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を調整する。児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P. 128

3201 児童療育システムに要する経費 1,722,000 円 (1,688,000 円)

[国・県 624,000 円 一財 1,098,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 416,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 208,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員(コーディネーター)を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、市内幼稚園・保育所への巡回相談の実施、保健センターの親子教室、こども発達センターの事業を専門的視点でサポートする。また、平成30年度からペアレントメンターによる相談活動を開始することで、保護者支援の充実を図る。

・巡回相談員謝礼	@20,000 円×60 回＝	1,200,000 円
・講演会講師謝礼	@20,000 円×2 回＝	40,000 円
・ペアレントメンター研修講師謝礼	@50,000 円×2 回＝	100,000 円
・ペアレントメンター相談活動謝礼	@2,000 円×2 人×12 回＝	48,000 円
・療育システム連絡会会員謝礼	@20,000 円×1 人＝	20,000 円
・旅費	研修旅費	8,000 円
・消耗品費		20,000 円
・使用料及び賃借料	公用車リース料	217,000 円
・研修負担金		26,000 円

[担当：子育て支援課] P.129

**3301 少子化対策事業に要する経費 4,889,000 円 (4,862,000 円)**

[国・県 1,866,000 円 その他 57,000 円 一財 2,966,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 57,000 円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,889,000 円

[担当：子育て支援課] P.129

**3901 児童手当事務に要する経費 4,469,000 円 (4,199,000 円)**

[その他 5,000 円 一財 4,464,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正かつ迅速に支給する

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務処理

報酬	1,733,000 円
共済費	289,000 円
旅費	51,000 円
需用費	84,000 円
役務費	2,312,000 円

## 2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.130

2601 児童手当支給に要する経費 1,445,580,000 円 (1,490,100,000 円)

[国・県 1,225,314,000 円 一財 220,266,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：被用者3歳未満児童手当 265,680,000 円×37/45=218,448,000 円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 265,680,000 円×4/45=23,616,000 円]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 868,020,000 円×4/6=578,680,000 円]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 868,020,000 円×1/6=144,670,000 円]

[国負：非被用者中学校修了前児童手当 265,860,000 円×4/6=177,240,000 円]

[県負：非被用者中学校修了前児童手当 265,860,000 円×1/6=44,310,000 円]

[国負：特例給付者児童手当 46,020,000 円×4/6=30,680,000 円]

[県負：特例給付者児童手当 46,020,000 円×1/6=7,670,000 円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000 円

3歳以上～小学生 10,000 円 第3子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000 円

・対象者数：3歳未満 1,779 人、3歳～小学生 6,470 人、中学生 2,140 人、  
特例給付 767 人

・年3回支給 6月支給(2月分から5月分まで)、10月支給(6月分から9月分まで)、  
2月支給(10月分から1月分まで)

[担当：障害福祉課] P.130

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000 円 (2,820,000 円)

[国・県 846,000 円 一財 1,974,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 3,000 円×47 人×12 月×1/2=846,000 円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある 20 歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当 1 級受給者、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④・A で、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

⑤,000 円×47 人×12 月=2,820,000 円

月額 5,000 円 年 3 回支給 8 月(4～7 月分)、12 月(8～11 月分)、4 月(12～3 月分)支給

[担当：障害福祉課] P. 130

2901 障害児施設給付費に要する経費 374,529,000 円 (279,369,000 円)

[国・県 280,290,000 円 一財 94,239,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：障害児施設給付費負担金 373,720,000 円×1/2=186,860,000 円]

[県負：障害児施設給付費負担金 373,720,000 円×1/4=93,430,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス)について、障害児通所給付費として支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害児通所給付費 373,720,000 円
  - 児童発達支援 86,703,040 円 218 人
  - 放課後等デイサービス 278,795,120 円 238 人
  - 障害児相談支援 8,221,840 円
- ・ 国保連支払審査手数料 809,000 円

[担当：障害福祉課] P. 130

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 276,000 円 (350,000 円)

[国・県 73,000 円 一財 203,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 55,439 円×4 台×1/3=73,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器、FM 型補聴器の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で 70 デシベル未満又は専門医等が必要であると認められた児童で、片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM 型補聴器購入の費用の一部を助成する。

軽度・中等度難聴用補聴器(補助額は基準価格の 2/3)

@55,439 円×4 台×2/3=147,837 円

FM 型補聴器(補助額は基準価格の 1/3)

@183,000 円×1.048×2 台×1/3=127,856 円

## 2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.131

2001 民間保育園入所に要する経費 1,508,579,000 円 (1,465,325,000 円)

[国・県 850,317,000 円 その他 132,317,000 円 一財 525,945,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 528,869,000 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 264,435,000 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 57,013,000 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 132,317,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	65	362	222	474	1,123	104,602,526
ふたば保育園	50	28	195	120	187	530	70,786,462
育英保育園	90	77	350	196	411	1,034	103,312,481
たちばな保育園	90	70	422	203	453	1,148	118,347,494
共生保育園	60	70	229	200	251	750	90,451,479
稲保育園	90	101	400	223	493	1,217	131,321,179
戸頭東保育園	100	98	330	141	366	935	85,707,814
計	570	509	2,288	1,305	2,635	6,737	704,529,435

地域型保育園児入所委託料

(単位：人数、円)

園名	定員	0 歳児	1・2 歳児	計	入所委託料
取手市医師会どんぐり保育園	30(地域枠 8)	35	161	196	27,050,344

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	利用定員	1 号認定	入所委託料
チューリップ幼稚園	45	333	24,150,039
チューリップ第二幼稚園	45	344	24,917,564
計	90	677	49,067,603

認定こども園 1号認定児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

認定こども園 2号3号認定児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	委託料	2号認定	3号認定	委託料
幼保連携型 取手ふたば文化	239	1,526	37,083,121	455	222	63,307,220
めぐみ幼稚園	142	698	18,298,838	473	294	55,461,895
戸頭さくらの森	132	704	35,297,400	412	221	54,397,369
みどりが丘幼稚園	256	1,573	44,001,252	583	215	69,029,395
たかさごスクール取手	153	87	14,982,277	891	786	133,337,908
取手幼稚園	55	317	17,934,817	12	-	3,323,820
白山幼稚園	95	935	28,689,512	208	-	23,144,739
光風台幼稚園	115	1,134	51,701,406	108	-	27,273,916
あづま幼稚園	90	888	37,228,775	98	-	13,238,363
計	1,277	7,862	285,217,398	3,240	1,738	442,514,625

[担当:子育て支援課] P.131

2101 乳幼児保育に要する経費 7,582,000円 (6,833,000円)

[国・県 3,791,000円 一財 3,791,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:乳児等保育事業費補助金 3,791,000円]

○ 目的

民間保育園等における乳児等の保育に対し、直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、民間保育所等における乳児等の保育体制の整備の向上を図る。

○ 内容

1歳児の担当(非常勤)保育士の雇用に要する経費を、各月初日における1歳児の人員に基づき算定した額の年間合計額

月額 3,900円 × 1歳児数 162名 × 12月 = 7,581,600円

[担当:子育て支援課] P.131

2201 民間保育園運営に要する経費 74,880,000円 (87,576,000円)

[国・県 17,386,000円 一財 57,494,000円]

\* 特財内訳

[国補:子ども・子育て支援交付金 7,478,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 7,478,000円]

[県補:保育対策総合支援事業補助金 2,430,000円]

○ 目的

民間保育園が健全で安定した運営と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病児・病後児保育事業について、事業実施予定の民間保育園に対



して補助金を交付する。

補助金内訳 1

(単位:円)

区 分	取手保育園	ふたば 保育園	育英保育園	たちばな 保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	960,960	960,960	960,960	960,960	960,960	1,048,320
民間保育園 施設管理費	972,000	540,000	972,000	972,000	648,000	972,000
主食費	777,600	356,400	658,800	626,400	486,000	669,600
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	1,650,000	-	1,507,000
民間保育園延長 保育促進事業補助金	1,342,000	1,342,000	-	-	600,000	1,642,000
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	4,226,000
日本スポーツ振 興センター共済 掛金	2.3号 16,625	2.3号 9,625	2.3号 16,625	2.3号 16,625	2.3号 11,375	2.3号 16,625
計	5,149,185	4,288,985	3,688,385	5,305,985	3,786,335	11,161,545

補助金内訳 2

(単位:円)

区 分	戸頭東 保育園	どんぐり 保育園	たかさご スクール取手 ・アネックス	取手ふたば 文化	めぐみ 保育園	戸頭 さくらの森
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	-	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	960,960	-	1,048,320	960,960	960,960	960,960
民間保育園 施設管理費	1,188,000	-	1,490,400	864,000	777,600	615,600
主食費	637,200	-	810,000	540,000	486,000	388,800
民間保育園 一時預かり事業	-	1,507,000	1,507,000	-	-	1,220,800
民間保育園延長 保育促進事業補助金	1,642,000	552,000	600,000	-	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	2,928,000	-	-	-	-
日本スポーツ振 興センター共済 掛金	2.3号 18,375	3号 1,400	1.2.3号 21,330	1.2.3号 32,940	1.2.3号 19,845	1.2.3号 18,495
計	5,526,535	4,988,400	6,557,050	3,477,900	3,324,405	4,284,655

## 補助金内訳 3

(単位:円)

区 分	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	白山幼稚園	光風台 幼稚園	あづま 幼稚園	チュールッ ・チュールッ 第二幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	-	-	-	-	-
民間保育園 格差是正費	960,960	-	-	-	-	-
民間保育園 施設管理費	820,800	-	-	-	-	-
主食費	550,800	108,000	216,000	108,000	162,000	-
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	-	-	-
民間保育園延長保 育促進事業補助金	-	-	-	-	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 35,235	1.2号 8,100	1.2号 13,500	1.2号 16,200	1.2号 12,825	1号 12,825
計	3,447,795	116,100	229,500	124,200	174,825	12,825

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

[担当：子育て支援課] P.132

2401 管外保育委託に要する経費 106,103,000円 (99,150,000円)

[国・県 65,866,000円 その他 6,982,000円 一財 33,255,000円]

\* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 39,579,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 19,789,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 6,498,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 6,982,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)入所委託料

(単位:人、円)

園名	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
管外公立保育所(園)	0	1	0	0	1	1,384,494
管外私立保育所(園)	2	11	6	10	29	38,222,552
管外私立施設給付型幼稚園	0	0	9	13	22	14,529,107
管外公立施設給付型幼稚園	0	0	0	1	1	621,192
管外認定こども園1号認定	0	0	17	32	49	26,222,934

管外認定こども園2号3号認定	0	2	4	15	21	16,818,344
管外私立地域型保育園	2	2	0	0	4	8,300,853

[担当：子育て支援課] P.132

2701 多子世帯保育料軽減事業に要する経費 17,369,000 円 (11,926,000 円)

[国・県 8,684,000 円 一財 8,685,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：多子世帯保育料軽減事業補助金 8,684,000 円]

○目的

子どもを2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料を軽減することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

○内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象(以下の全てを満たす場合)

- ① 第2子以降の3歳未満児であること
- ② 国基準額表の第4階層の一部(市民税所得税割課税額が、二人親世帯については57,700円以上。ひとり親世帯については77,101円以上)から第5階層に属する世帯の児童であること

第3子分

市階層	国階層	利用者負担割合	保育必要量	年間延児童数	利用者負担額(月額, 円)	市負担額(円)
5	4	半額	標準時間	20	6,650	133,000
6	4	全額	標準時間	85	20,000	1,700,000
6	4	全額	短時間	12	19,700	236,400
6	4	半額	標準時間	60	10,000	600,000
6	4	半額	短時間	25	9,850	246,250
7	5	全額	標準時間	20	27,500	550,000
7	5	半額	標準時間	34	13,750	467,500
7	5	半額	短時間	10	13,550	135,500
8	5	全額	短時間	5	31,900	159,500
8	5	半額	短時間	1	15,950	15,950
8	5	全額	標準時間	15	32,400	486,000
8	5	半額	標準時間	40	16,200	648,000
9	5	全額	短時間	31	35,700	1,106,700
9	5	全額	標準時間	105	36,200	3,801,000
9	5	半額	標準時間	60	18,100	1,086,000
9	5	半額	短時間	31	17,850	553,350
合計				554	-	11,925,150

## 第2子分

市階層	国階層	利用者負担割合	保育必要量	年間延児童数	利用者負担額 (月額, 円)	市負担額 (円)
5	4	全額	標準時間	34	6,650	226,100
6	4	全額	標準時間	48	10,000	480,000
6	4	全額	短時間	12	9,850	118,200
7	5	全額	標準時間	84	13,750	1,155,000
8	5	全額	標準時間	48	16,200	777,600
8	5	全額	短時間	12	15,950	191,400
9	5	全額	標準時間	126	18,100	2,280,600
9	5	全額	短時間	12	17,850	214,200
合計				376	-	5,443,100

## 2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.133

2001 保育所の管理運営に要する経費 520,829,000円 (1,024,061,000円)

[その他 200,502,000円 一財 320,327,000円]

\* 特財積算根拠

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 157,000円]

[使用料：公立保育所使用料(保護者負担分) 176,407,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,400,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 1,447,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 15,729,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 504,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 540,000円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の運営に要する非常勤保育士等の人件費および施設管理、給食運営等の経費。

[担当：子育て支援課] P.136

2101 保育所の施設整備に要する経費 999,816,000円 (49,989,000円)

[地方債 948,700,000円 その他 44,272,000円 一財 6,844,000円]

\* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 998,736,000円×95%≒948,700,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 44,272,000円]

○ 目的

子どもたちが安全で安心した保育生活を送るために公立保育所の施設整備を図る。

○ 内容

吉田保育所、舟山保育所及び東部地域子育て支援センターの老朽化に伴う、旧取手第一中学校跡地への統合・新築工事に係る経費

実施期間 平成 28 年度～平成 32 年度

〈建設事業概要〉

整備面積：旧取手第一中学校跡地南側グラウンドを除く約 15,000 ㎡

構造階数：鉄骨平屋建て

建物用途：保育所、地域子育て支援センター

保育所敷地面積：約 5,000 ㎡

延床面積：約 2,400 ㎡(保育所 2,200 ㎡ 支援センター 200 ㎡)

児童定員：220 名(現行 吉田保育所 120 名、舟山保育所 100 名)

駐車台数：79 台(うち車寄せ駐車場 9 台)

〈スケジュール〉

平成 29 年度 実施設計

旧取手第一中学校校舎解体工事

平成 30 年度 旧取手第一中学校校舎解体工事

井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事

平成 31 年度 井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事

1 月 開所予定

- ・旧取手第一中学校校舎解体工事 114,540,000 円
- ・旧取手第一中学校校舎解体工事監理業務委託料 624,000 円
- ・井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事監理業務委託料 14,742,000 円
- ・井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事 868,830,000 円

[担当：子育て支援課] P.136

2201 子育て支援に要する経費 16,272,000 円 (16,312,000 円)

[国・県 10,848,000 円 一財 5,424,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 5,424,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 5,424,000 円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換の場の提供と、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.137

2301 一時的保育事業に要する経費 9,486,000 円 (9,382,000 円)

[国・県 4,180,000 円 その他 5,306,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,090,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 2,090,000 円]

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 5,306,000 円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的な保育を実施する。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所において、満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで保育を行うための一時保育事業管理運営費。

## 2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.138

### 2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,457,000 円 (1,930,000 円)

[国・県 1,078,000 円 その他 6,000 円 一財 373,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等負担金

(241,054 円-1,100 円)×6 月×1/2≒719,000 円]

[県負：母子生活支援施設措置費等負担金

(241,054 円-1,100 円)×6 月×1/4≒359,000 円]

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100 円×6 月≒6,000 円]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則18歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

[担当：子育て支援課] P.138

### 2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費

10,659,000 円 (7,767,000 円)

[国・県 7,994,000 円 一財 2,665,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 10,659,000 円×3/4≒7,994,000 円]

○ 目的

母子家庭・父子家庭の父母が、就職に有利で生活の安定に役立つ国家資格(指定)を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

母子家庭の母、父子家庭の父が、養成機関で1年以上就業する場合に給付金を支給する。

### 3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 140

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,223,000 円 (1,225,000 円)

[国・県 917,000 円 その他 3,000 円 一財 303,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,223,000 円×3/4≒917,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,000 円]

○ 目的

就労阻害要因の無い稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、非常勤職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

### 3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 140

2001 生活保護に要する経費 1,746,696,000 円 (1,726,696,000 円)

[国・県 1,356,522,000 円 その他 2,000 円 一財 390,172,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 1,746,696,000 円×3/4=1,310,022,000 円]

[県負：生活保護費負担金 186,000,000 円×1/4=46,500,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数	825 世帯	・扶助費	1,746,696,000 円
・保護人数	1,039 人	(内訳)	生活扶助 531,986,000 円
・保護率	9.9‰(パーミル)		住宅扶助 251,530,000 円
(平成 29 年 12 月現在)			教育扶助 4,262,000 円
			医療扶助 876,200,000 円
			介護扶助 68,215,000 円
			出産扶助 800,000 円
			生業扶助 2,560,000 円
			葬祭扶助 2,100,000 円
			施設事務費 8,743,000 円
			就労自立給付金 300,000 円

#### 4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 141

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

##### ○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

##### ○ 内容

- ・災害見舞金 200,000 円
- ・災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

##### 1. 死亡等の場合

- ・死亡 100,000 円
- ・全治3カ月以上の負傷 50,000 円
- ・全治1カ月以上3カ月未満の負傷 30,000 円

##### 2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊(全焼) 3人以下の世帯 70,000 円
- 4人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊(半焼) 3人以下の世帯 30,000 円
- 4人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円

##### (4) 住家以外の家屋焼失(20㎡以上の建物を対象とする)

- 全壊(全焼) 20,000 円
- 半壊(半焼) 10,000 円

##### (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

- 3. 床上浸水の場合 30,000 円

[担当：社会福祉課] P. 141

2101 被災者生活再建支援補助事業に要する経費 250,000 円 (0 円)

[国・県 125,000 円 一財 125,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：被災者生活再建支援制度補助金 125,000 円]

##### ○ 目的

被災者生活再建支援法の適用にならない自然災害に対し、居住する住宅に著しい被害を負った世帯に、法と同趣旨の支援金を支給することで、世帯の生活再建を支援する。

##### ○ 内容

茨城県内において、被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上、又は、同法の適用はないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害で、茨城県被災者生活再建支援補助金要項の補助の対象となる世帯へ補助する。

- ・基礎支援金 複数世帯 半壊世帯 250,000 円×1世帯=250,000 円



[参考] 被災者生活再建支援補助金の額

1. 基礎支援補助金

(1) 複数世帯	全壊世帯	1,000,000 円
	解体世帯	1,000,000 円
	大規模半壊世帯	500,000 円
	半壊世帯	250,000 円
(2) 単数世帯	全壊世帯	750,000 円
	解体世帯	750,000 円
	大規模半壊世帯	375,000 円
	半壊世帯	187,500 円

2. 加算支援補助金

(1) 複数世帯	建設・購入	2,000,000 円
	補修	1,000,000 円
	賃貸	500,000 円
(2) 単数世帯	建設・購入	1,500,000 円
	補修	750,000 円
	賃貸	375,000 円